

高齢者虐待防止のための指針

医療法人 大橋会
介護老人保健施設 みがわ
(介護予防) 短期入所療養介護みがわ
(介護予防) 通所リハビリテーションみがわ

1 高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当施設では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為を指します。

① 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

② 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

③ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 介護、世話の放棄、放任（ネグレクト）

必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為を行うこと。また、利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤ 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用する、または財産を不当に処分すること。本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待の発生防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

(1) 設置の目的

虐待の発生防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

(2) 高齢者虐待防止委員会の構成委員（リーダー職会議出席者）

- ・施設長、施設医
- ・事務長、事務課長
- ・介護支援専門員（入所、居宅）
- ・入所、通所相談員
- ・看護師長、看護主任
- ・リハビリ科長
- ・介護科長、介護主任、介護職員
- ・栄養課職員

その他必要に応じ委員を指名する。

(3) 高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、年4回開催します（4・7・10・1月）。

虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催します。

(4) 高齢者虐待防止委員の役割

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等職員への周知に関すること。
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること。
- ④ 虐待の発生防止、早期発見に向けた取組みに関すること。
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること。
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

(5) 委員会の審議事項等

- ① 職員の意識を高める掲示物等に関すること。
- ② 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
- ③ 職員が介護等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること。
- ④ 虐待防止、早期発見等に向けた取組みに関すること。
- ⑤ 虐待発見時の対応に関すること。
- ⑥ その他人権侵害、虐待防止等に関すること。

(6) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、施設在宅支援部副部長：山崎知明とします。

虐待防止に関する責任者は、本指針及び虐待防止委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取組を推進します。

また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければなりません。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報します。

(7) 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、以下の対応を速やかに行います。

- ① 利用者の安全・安心の確保を最優先に、利用者やご家族に誠意ある対応や十分な説明を行います。
- ② 被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たします。
- ③ 行政に通報・相談します。
- ④ 発生要因を十分に分析するとともに、再発防止に向けて組織体制の強化を行い、職員の意識啓発について一層の徹底を図ることに努めます。

4 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施（年2回以上）
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待が発生した場合、3（7）にあげる早期対応を行い、その後、以下の対応を行います。

- ① 虐待が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6 虐待が発生した場合の相談報告体制

利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、3（6）で定められた高齢者虐待防止担当者としま

す。

- ① 事業所内で虐待が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ② 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ③ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

8 虐待に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告します。

9 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及びご家族がいつでも施設内にて閲覧ができるように掲示するとともに、ホームページ上に公表します。

10 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則

この指針は、令和3年4月1日より実施します。

令和6年4月1日一部改正

令和6年8月1日一部改正